

「確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案」に係る御意見の募集について寄せられた御意見について

令和4年4月27日  
厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課

「確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案」に係る御意見の募集について、令和4年2月14日から同年3月15日まで、ホームページを通じて御意見を募集したところです。その結果、1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する回答については、別添のとおりです。今回、御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>① 銀行法上、銀行の取締役が他の会社の常務に従事する際は内閣総理大臣の認可が必要であり、当該認可を確認することで、確定拠出年金法の登録拒否事項に係る法人との兼職がないことの確認が可能である。</p> <p>このため、銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合は、「役員の兼職状況」の記載を不要としても問題ないと考えます。</p> <p>② 登録申請書に添付する役員の履歴書に電話番号の記載が必要になっている。確定拠出年金運営管理機関にふさわしくない者が役員にいないことを確認するのであれば、役員の氏名の届出で足り、電話番号は不要と考えます。</p>	<p>① 確定拠出年金法に基づく監督上の必要性から、記載を求めているところです。</p> <p>② 頂いたご意見については、監督上の必要性を考慮しつつ、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p>